

第94回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

**第94期
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)**

- ・事業報告の株式会社の支配に関する基本方針 …P. 1
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 …P. 4
- ・連結計算書類の連結注記表 …P. 5
- ・計算書類の株主資本等変動計算書 …P. 13
- ・計算書類の個別注記表 …P. 14

日本製紙株式会社

本書面の記載事項につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponpapergroup.com/>) に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。
なお、本書面の記載事項は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役および監査役会が監査をした対象の一部です。

事業報告の株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式等に対する大規模買付行為や買付提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための充分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、このような大規模買付行為や買付け提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

1) 中期経営計画について

当社グループは再生可能な木材資源の活用を通じて、豊かな暮らしと地球環境の両立を支える企業活動を実践しています。

この持続的成長をさらに確かなものにするため、3年ごとに中期経営計画を策定し、推進しています。平成27年4月からの3年間で推進してきた第5次中期経営計画では既存事業の競争力を強化するとともに、パッケージ、ヘルスケア、ケミカル、エネルギーなど成長分野へ重点的に経営資源を配分し、総合バイオマス企業として事業構造転換に取り組みました。

本年4月からは第6次中期経営計画（3ヵ年）を推進しています。既存事業については生産体制の再編成を進めることで、安定した収益を確保し、事業構造転換を支えています。一方、成長分野の伸長と新規事業の戦力化に向けた投資をもう一段行うことで、事業構造転換を加速していきます。

森林資源を基盤とした循環型の事業を通じて暮らしと文化に貢献し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めています。

2) コーポレートガバナンスの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題とします。業務執行と経営の監督の分離を確保するため、執行役員制度を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化に努めます。また、当社はグループの経営の司令塔として、成長戦略を推進し、傘下事業をモニタリングし、コンプライアンスを推進します。

このような取組みにより、当社は、今後もより一層コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

(3) 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

① 本対応方針の概要

当社は、上記（1）に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下

「本対応方針」といいます。)を定めております。

本対応方針の有効期間は、平成30年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっております。その概要は以下のとおりです。

(イ)大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、（I）事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（II）大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（III）株主の皆さんに当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続きを定めています。

(ロ)新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(ハ)当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さんの意思を確認することを勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主意思確認総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さんに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の独立委員会は、当社社外取締役2名、社外監査役2名および社外の有識者1名により構成されています。

(ニ)本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆さんにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆さんに対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

②本対応方針が株主・投資家に与える影響等の概要

(イ)大規模買付ルールの影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆さんに大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さんに代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆さんには、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆さんに適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、

株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

(ロ)本新株予約権の無償割当時の影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

③本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会における株主の皆さまのご承認の下に更新されていること、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆さまの意思の確認を行うこと、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されていること、本対応方針の運用に関して独立性の高い社外者から成る独立委員会を設置しており、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについての独立委員会の判断を最大限尊重して決議を行うこと、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を受けることができること、本対応方針の有効期間の満了前であっても当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止できること、本対応方針は当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）等により、その公正性・客観性が担保されています。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nipponpapergroup.com/news/mt_pdf/20150515.pdf）に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

(ご参考)

当社は、平成30年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎える本対応方針について、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆さまのご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向など、外部環境の変化を踏まえ慎重に検討を重ねた結果、本対応方針を更新せず廃止することを、平成30年5月15日開催の取締役会において決定しました。

なお、当社は、本対応方針の廃止後も、引き続き、当社の企業価値ひいては株主全体の利益の向上に向けた取り組みに努めるとともに、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見を開示する等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	104,873	216,531	73,479	△ 1,398	393,486
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,946		△ 6,946
親会社株主に帰属する当期純利益			7,847		7,847
自己株式の取得				△ 18	△ 18
自己株式の処分		△ 0		1	1
連結範囲の変動			△ 1,201		△ 1,201
持分法の適用範囲の変動			328		328
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 110			△ 110
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 110	27	△ 16	△ 100
当期末残高	104,873	216,420	73,506	△ 1,414	393,386

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	22,249	626	20,260	△ 6,702	36,434	4,990	434,911
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 6,946
親会社株主に帰属する当期純利益							7,847
自己株式の取得							△ 18
自己株式の処分							1
連結範囲の変動							△ 1,201
持分法の適用範囲の変動							328
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 110
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	993	△ 2,192	3,077	5,325	7,204	1,382	8,587
連結会計年度中の変動額合計	993	△ 2,192	3,077	5,325	7,204	1,382	8,486
当期末残高	23,243	△ 1,566	23,338	△ 1,376	43,638	6,373	443,398

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 44社

主要な連結子会社の名称

日本製紙クレシア(株)、日本製紙パピリア(株)、オーストラリアン・ペーパー社、

日本ダイナウェーブパッケージング社、日本紙通商(株)、

日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)、日本製紙木材(株)、日本製紙物流(株)

当連結会計年度において、重要性、設立および売却により以下のように異動しております。

(新規) 3社 重要性 日本製紙石巻エネルギーセンター(株)
共栄製袋(株)

設立 日本製紙ロジスティクス(株)

(除外) 1社 売却 株国木ハウス

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

道央興発(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 なし

持分法適用関連会社の数 11社

主要な持分法適用会社の名称

リンテック(株)、新東海製紙(株)、大昭和・丸紅インターナショナル社、

日本トーカンパッケージ(株)、フェニックス・パルプ・アンド・ペーパー社

当連結会計年度において、重要性により以下のように異動しております。

(新規) 1社 鈴川エネルギーセンター(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数および主要な会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社の数 71社

持分法を適用していない関連会社の数 27社

主要な会社等の名称

(非連結子会社) 道央興発(株)

(関連会社) 日本紙運輸倉庫(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オーストラリアン・ペーパー社およびその子会社7社、大昭和北米コーポレーション、日本製紙USA社、十條サーマル社、サイアム・ニッポン・インダストリアル・ペーパー社、日本ダイナウェーブパッケージング社、アマパ・フロレスター・エ・セルロース社およびその子会社1社、ニッポン・ペーパー・リソーシズ・オーストラリア社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法および総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

④ 固定資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法（当社の一部および連結子会社の一部は定額法）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 7～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

⑤ 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるP C B廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑧ 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

⑨ ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ・ヘッジ手段…為替予約

　・ヘッジ対象…商品等の輸出による外貨建債権、原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引

b. ・ヘッジ手段…金利スワップ

　・ヘッジ対象…借入金

c. ・ヘッジ手段…金利通貨スワップ

　・ヘッジ対象…外貨建借入金

d. ・ヘッジ手段…原油スワップ

　・ヘッジ対象…燃料の予定購入取引

(iii) ヘッジの方針

デリバティブ取引は、主として為替変動リスク、金利変動リスクおよび価格変動リスクをヘッジすることを目的としております。

(iv) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップおよび一体処理（特例処理・振当処理）によっている金利通貨スワップについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑩ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑪ 連結納税制度の適用

当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更

(連結損益計算書に関する変更)

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」（前連結会計年度148百万円）は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度は区分掲記する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

次の資産は下記の担保に供しております。

(i) 担保に供している資産

投資有価証券	2,949百万円
その他の有形固定資産	2,430百万円
計	5,380百万円

(ii) 担保に係る債務

短期借入金	410百万円
長期借入金（含む1年以内返済）	2,342百万円
計	2,752百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,313,460百万円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

保証債務	11,344百万円
------	-----------

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式

116,254,892株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,477	30	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	3,477	30	平成29年9月30日	平成29年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,477	30	平成30年3月31日	平成30年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に調達・管理しております。資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。資金調達については、グループ全体の資金予測のもと、金融機関借入・社債発行等で行っております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、グループ共通の与信管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。投資有価証券は上場株式・関係会社株式が主であり、上場株式については適時に時価の把握を行っております。

営業債務は1年以内の支払期日であります。借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。

外貨建の金銭債権債務は為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引および金利通貨スワップ取引を利用するなどしてヘッジしております。

一部の燃料購入取引の価格変動リスクに対しては、原油スワップ取引により燃料価格を固定しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金予算を作成し、これをもとに月次・日次で更新し、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	59,003	59,003	—
(2) 受取手形及び売掛金	220,766	220,766	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	57,252	57,252	—
関係会社株式	47,695	69,933	22,237
資産計	384,717	406,955	22,237
(4) 支払手形及び買掛金	142,275	142,275	—
(5) 短期借入金	288,063	288,696	633
(6) 長期借入金	343,334	352,645	9,310
負債計	773,673	783,617	9,943
(7) デリバティブ取引(*)	3,089	3,089	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらの時価について、短期借入金の時価は、短期間で決済されるため帳簿価額にほぼ等しく当該帳簿価額によっております。1年内返済予定の長期借入金については、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を一定期間に区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップまたは金利通貨スワップと一緒にして処理された元利金の合計額を、上記同様に割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理および金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

為替予約取引等の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている売掛金、支払手形および買掛金と一緒にとして処理されているため、その時価は売掛金、支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額73,601百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,776円26銭
1株当たり当期純利益	67円80銭

6. その他の注記

連結損益計算書に関する事項

減損損失に関する事項

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失（4,797百万円）を計上しております。

（単位：百万円）

場所	種類	減損損失	備考
岩手県一関市	機械装置及び運搬具 建物および構築物 土地 その他	405 300 159 1,546	停止予定資産
		計 2,411	
秋田県秋田市	機械装置及び運搬具 その他	1,227 206	停止予定資産
		計 1,433	
宮城県石巻市	機械装置及び運搬具 その他	638 110	事業用資産他
		計 749	
徳島県小松島市他	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 その他	97 65 35 4	事業用資産他
		計 202	
計		4,797	

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、事業用資産は主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位で、停止予定資産は個別物件単位で資産のグルーピングを実施しております。

収益性が著しく低下した事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、ゼロとして評価しております。

停止予定資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。なお、正味売却価額は原則として第三者による鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定し、使用価値については算定期間が1年未満であることから将来キャッシュ・フローを割り引いておりません。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本											自己 株式	株主資本 合計	
	資本剰余金			利益剰余金					その他利益剰余金					
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			特定災害 防止 準備金	固定資産 圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	104,873	83,552	46,677	130,230	432	111	3,631	6,248	58,453	68,877	△ 1,084	302,895		
事業年度中の変動額														
剰余金の配当									△ 6,955	△ 6,955		△ 6,955		
当期純利益									19,063	19,063		19,063		
自己株式の取得											△ 18	△ 18		
自己株式の処分			△ 0	△ 0							1	0		
特定災害防止 準備金積立						7			△ 7	—		—		
圧縮特別勘定 積立金取崩								△ 6,248	6,248	—		—		
土地再評価差額金 取崩									103	103		103		
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)														
事業年度中の変動額 合計	—	—	△ 0	△ 0	—	7	—	△ 6,248	18,453	12,212	△ 16	12,195		
当期末残高	104,873	83,552	46,677	130,229	432	118	3,631	—	76,906	81,089	△ 1,101	315,090		

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	18,957	419	22,161	41,538	344,434
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△ 6,955	
当期純利益				19,063	
自己株式の取得				△ 18	
自己株式の処分				0	
特定災害防止 準備金積立				—	
圧縮特別勘定 積立金取崩				—	
土地再評価差額金 取崩				103	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	456	△ 1,481	△ 103	△ 1,128	△ 1,128
事業年度中の変動額 合計	456	△ 1,481	△ 103	△ 1,128	11,066
当期末残高	19,413	△ 1,061	22,057	40,410	355,501

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ただし、商品の一部（充填機等）は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、北海道工場白老事業所、石巻工場、岩沼工場、富士工場等の有形固定資産、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 7～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるP C B廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ・ヘッジ手段…為替予約

・ヘッジ対象…原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引

(ii) ・ヘッジ手段…金利スワップ

・ヘッジ対象…借入金

(iii) ・ヘッジ手段…金利通貨スワップ

・ヘッジ対象…外貨建借入金

(iv) ・ヘッジ手段…原油スワップ

・ヘッジ対象…燃料の予定購入取引

③ ヘッジの方針

当社が行うデリバティブ取引は、為替変動リスク、金利変動リスクおよび価格変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップおよび一体処理（特例処理・振当処理）によっている金利通貨スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(10) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(11) 表示方法の変更

(損益計算書に関する変更)

前事業年度において、区分掲記しておりました「関係会社株式売却損」（当事業年度6百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は特別損失の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」（前事業年度158百万円）については、金額的重要性が高まったため、当事業年度は区分掲記する方法に変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

次の資産は下記の担保に供しております。

(i) 担保に供している資産

投資有価証券	2,949 百万円
--------	-----------

(ii) 担保に係る債務

長期借入金（含む1年以内返済）	1,384 百万円
-----------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,014,376 百万円

(3) 保証債務

関係会社等の金融機関等からの借入等に対して、債務保証を行っております。

保証債務	105,008 百万円
------	-------------

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

関係会社に対する短期金銭債権	152,863 百万円
----------------	-------------

関係会社に対する短期金銭債務	59,896 百万円
----------------	------------

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号、平成13年3月31日最終改正法律第19号）に基づいて再評価された事業用土地を合併により引継ぎ、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号、平成11年3月31日最終改正政令第125号）第2条第3号および第4号ならびに第5号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法

・再評価を行った年月日…平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△46,915 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	227,079 百万円
-----	-------------

営業費用	190,242 百万円
------	-------------

営業取引以外の取引による取引高	48,844 百万円
-----------------	------------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	336,888 株
------	-----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	1,312 百万円
貸倒引当金	2,956 百万円
退職給付引当金	5,627 百万円
株式評価損	22,197 百万円
減損損失	9,985 百万円
繰越欠損金	17,959 百万円
その他	3,761 百万円
繰延税金資産 小計	63,797 百万円
評価性引当額	△ 51,979 百万円
繰延税金資産 合計	11,818 百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 2,005 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 7,935 百万円
その他	△ 93 百万円
繰延税金負債 合計	△ 10,033 百万円

繰延税金資産の純額

1,785 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合(%)	関係の内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	日本紙通商(株)	直接 100.00	当社役員が兼任	当社製品の販売・当社へ原材料等を販売	短期資金の貸付・回収(注1、2)	24,686	短期貸付金	27,725
					手形債権の譲受(注3)	33,815	未払金	8,957
					製品の販売(注4)	114,898	売掛金	32,882
					原材料等の仕入(注4)	48,290	買掛金	17,565
	日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)	直接 65.00	当社役員が兼任	当社製品の販売	製品の販売(注4)	70,781	売掛金	31,839
	日本製紙木材(株)	直接 100.00	当社従業員が兼任	当社へ原材料を販売	手形債権の譲受(注3)	12,108	未払金	2,986
	日本製紙石巻エネルギーセンター(株)	直接 70.00	当社従業員が兼任	債務保証	債務保証(注5)	30,926	—	—
オーストラリアン・ペーパー	オーストラリアン・ペーパー	直接 100.00	当社役員が兼任	当社製品の販売	債務保証(注5)	18,989	—	—
	アマパ・フロレスタイル・エ・セルロース	直接 100.00	当社従業員が兼任	当社へ原材料を販売	債務保証(注5)	13,020	—	—
	日本製紙U.S.A	直接 100.00	当社従業員が兼任	出資	現物出資(注6)	22,390	—	—

(取引条件および取引条件の決定方針等)

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 資金の貸付および回收取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
- (注3) 当社は、譲渡された手形債権の売却を市場で行っております。
- (注4) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注5) 債務保証は、金融機関等からの借入等に対して保証したものであり、日本製紙石巻エネルギーセンター(株)、オーストラリアン・ペーパー社、およびアマパ・フロレスタイル・エ・セルロース社からは保証料を受領しております。
- 取引金額は当事業年度末における保証残高であります。
- (注6) 現物出資の取引金額は、当社の有する日本ダイナウェーブパッケージング社株式を現物出資したものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,066円83銭

1株当たり当期純利益

164円46銭